

「治安維持法制定一〇〇年」

その復活を許さない

◆特集にあたって

〈本特集企画の趣旨〉

稀代の悪法・治安維持法の制定は一九二五年、以来ちょうど一〇〇年である。本特集は、その節目における治安維持法の特集ではあるが、一〇〇年前の歴史を回顧しようというものではない。現在の国内政治の危険な流れを検証する素材として、治安維持法制定の歴史を見つめ直して、その復活を許さないとする決意の企画である。

この悪法がもたらした悔恨の歴史を繰り返してはならない。しかし、あの戦争準備期と戦時における国内治安法体制は、今形を変えて着々と整備されつつあるのではないか。すでに、「新たな戦前である」、「いや、新たな戦中ではないか」という指摘さえある。本特集の全ての論稿を、そのような問題意識と視点でお読みいただきたい。

以下に、本特集各論稿の理解のために、治安維持法の概要を記しておきたい。

〈小さく生まれて大きく育った〉

治安維持法制定の一九二五年当時は、政党政治と大正デモクラシーの高揚期でもあった。同法は、普通選挙法（二五歳以上の男子に納税資格要件なく選挙権を認めた「衆議院議員選挙法改正法」と抱き合わせで成立した。全七か条の第一条が、「国体を変革しまたは私有財産制度を否認することを目的として結社を組織しまたは情を知りてこれに加入したる者は一〇年以下の懲役または禁錮に処す」（原文はカタカナ、旧字体は改めた）というもの。直接には結社の自由を侵害する治安立法

であり、違反に対する最高刑は懲役一〇年であった。

小さく生まれた治安維持法は、たちまち大きく育った。一九二八年には緊急勅令で「改正」され、最高刑は死刑となり、構成要件曖昧な「目的遂行寄与罪」が新設されて思想弾圧や社会運動規制に猛威を振るうことになる。さらに、完成形となった一九四一年改正法は全六五か条、処罰範囲が広げられただけでなく、治安維持法被告事件については二審制となり、指定弁護人制度や予防拘禁制度も設けられた。また、検面調書に対する特別の証拠能力付与もこのときに始まる。

〈侵略と戦争を支えた〉

治安維持法は敗戦直後の一九四五年一〇月GHQの命令によって廃止されたが、それまでの二〇年間で天皇が唱導する聖戦遂行のための国内治安を支え続けた。この二〇年のうちの一九三一年以後は、「一五年戦争」の全期間と重なる。

この二〇年間に同法違反で送検された者の総数七万五六八一名。そのうち、起訴に至った者六五五〇名。送検後の獄死者一六八二名。治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟調べでは、特高警察による被疑者段階での虐殺死者九三名である。この累々たる犠牲を忘れてはならない。

〈植民地独立運動を弾圧した〉

当時の植民地（台湾・朝鮮・旧満州）でも、数多くの人々が治安維持法による弾圧の対象とされた。植民地独立運動の目的が、「国体の変革」に当たるとの解釈によってのことである。

前記の国内弾圧件数とは別に、植民地の検挙者は延べ三万三三二二名。中でも八割近くの二万六五四三名を占めていたのが朝鮮であった。治安維持法適用の第一号検挙は一九二六年一月の京都学連事件とされるが、実はそれ以前の二五年一月、六六名が検挙された第一次朝鮮共産党事件がある。

国内では治安維持法による死刑判決は出ていないが、朝鮮では累計五九名に死刑判決が下され、刑が執行されている。容赦のない苛酷な弾圧であった。

〈その他の国内治安法〉

侵略と戦争を支えた治安立法は、治安維持法だけではない。天皇の神聖性の擁護を目的としては、刑法に大逆罪と不敬罪があった。また、言論弾圧法として、治安警察法、新聞紙法、出版法があり、さらに軍機保護法、国防保安法、軍事資源秘密保護法等も、大きく働いた。一九三六年には、転向者を対象に、思想犯保護觀察法が成立している。

弾圧法規の主たる執行機関となったのが、特別高等警察・憲兵であり、思想検事・思想判事であった。天皇の官僚である内務省と司法省と裁判所は、一体となって思想弾圧に精励した。

〈二〇〇年後の今、治安維持法の復活は？〉

加害・被害両面の戦争の惨禍を繰り返さない誓約を踏まえて、平和憲法が制定され、平和と国際協調を基本とする戦後民主主義体制が構築された。戦争を支えた弾圧法規である治安維持法の復活など、本来はあり得ない。

しかし、戦後長く続く保守政治を担う政党は、改憲を党是とし、「戦後レジームからの脱却」と並べて「美しい国・伝統の日本」を取り戻そうとさえ言っている。その政権の改憲策動と並行して、次々と以下のような国内治安法や、戦争への地均し法が制定され続けている。

特定秘密保護法、安全保障法制、共謀罪諸法、デジタル監視法、重要土地規制法、経済安全保障推進法、経済秘密保護法、そして現在審議中の能動的サイバー防御法案等々。

〈本件各論稿の紹介〉

1 「治安維持法一〇〇年」に考える刑法と戦争 内田博文

「治安維持法制定一〇〇年」を振り返り、治安・軍事法制の現在を考える。

2 歴史学から問う治安維持法と天皇制警察 大日方純夫

治安維持法体制の意味を明治憲法下の天皇制警察の歴史展開のなかで考察する。

3 「治安維持法体制」——その構造と蘇生 額綱厚

特高警察、憲兵と結託した「治安維持法体制」の構造を明らかにし、現時点におけるその事実上の蘇生を指摘する。

4 治安維持法による最初の獄死者、伊藤千代子に寄せて 藤田廣登
治安維持法体制に敢然と抗した一人の女性を、今日的視点から照射する。

5 「治安維持法一〇〇年」を運動へ 永島民男

治安維持法犠牲者国賠同盟からのメッセージ

6 現代の治安法制とこれに対抗するための課題 海渡雄一
今日の軍事・治安法制の動向を踏まえ、これに対抗するための課題と方策を探る。

7 道警や裁判から見える現代の治安政策 神保大地
言論の自由をめぐる裁判の動向と治安政策の特徴について、担当弁護士が考える。

〈最後に〉

治安維持法が想定した主たる弾圧対象は、日本共産党ではあったが、同法違反の検挙対象は、言論・出版・労働・宗教・学術・教育・文芸・芸術・法曹等々の各分野に及んだ。とりわけ、人権擁護を職責とする弁護士自身が苛酷な弾圧を受け、資格剥奪にまで至ったことを忘れてはならない。

あらためて、ナチスに弾圧された宗教者ニーメラーの言葉を胸に刻みたい。

「ナチスが共産主義者を連れさったとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったから……」という彼の悔恨を再び繰り返してはならない。